

令和6年9月2日

保護者 各位

岡山県立備前緑陽高等学校
校長 古城 秀樹

学校教育法施行規則第 88 条の 4 の新設、第 96 条の改正に伴う
本校の対応について（お知らせ）

保護者の皆様におかれましては、平素より本校の教育活動につきましてご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、このたび学校教育法施行規則第 88 条の 4 の新設、第 96 条の改正がなされ、令和 6 年 4 月 1 日より施行されました。本校においても、今回の規則の新設、改正の趣旨を踏まえ、不登校生徒等の学習機会を確保するためにオンラインでの授業参加による出席を認めることになりました。

なお、この対応は通常の欠席には適用されません。また、適用する場合にも、所定の手続きを経る必要があることを申し添えます。適用が可能かどうかなどを含め、対応を希望される場合は担任にお尋ねください。

また、同時双方向型遠隔授業の実施に際しては、カメラ、マイク等を設置して教室の様子を配信することとなりますので、本制度の趣旨をご理解の上、ご了承くださいませようお願い申し上げます。